別表十二（二）　中小企業事業再編投資損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

特定法人の名称		1		翌期繰越額の計算	期首中小企業事業再編投資損失準備金の金額	11	円
措法第56条第1項の表の各号の該当号		2	第　号		当期益金算入額 据置期間経過後５年間均等益金算入額（24の計）	12	
経営力向上計画又は特別事業再編計画の認定を受けた日		3	・　・		当期益金算入額 同上以外の場合による益金算入額（25の計）	13	
当期積立額		4	円		当期益金算入額 計（12）＋（13）	14	
積立限度額の計算	当期において取得した特定株式等の取得年月日	5	・　・		当期積立額のうち損金算入額（4）－（10）	15	
	(5)の特定株式等のうち期末に有するものの取得価額	6	円		期末中小企業事業再編投資損失準備金の金額（11）－（14）＋（15）	16	
	（6）×70、90又は100／100	7		貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている中小企業事業再編投資損失準備金	17	
	取得年度に特定株式等の帳簿価額を減額した金額	8			差引（17）－（16）	18	
	積立限度額（7）－（8）	9			当期分 貸借対照表の取崩不足額（14）－（(4)－((17)－前期の(17))）	19	
積立限度超過額（4）－（9）		10			当期分 当期に生じた差額の合計額（10）＋（19）	20	
					前期以前分 前期末における差額（前期の(18)）	21	

益金算入額の計算

積立事業年度		当初の積立額のうち損金算入額	期首現在の準備金額	当期益金算入額 据置期間経過後５年間均等益金算入による場合（22）×当期の月数／60	当期益金算入額 （24）以外の場合	翌期繰越額（23）－（24）－（25）
		22	23	24	25	26
据置期間経過準備金額に該当するもの	・　・ ・　・	円	円	円	円	
	・　・ ・　・					円
	・　・ ・　・					
	・　・ ・　・					
	・　・ ・　・					
据置期間経過準備金額に該当しないもの	・　・ ・　・	円	円		円	円
	・　・ ・　・					
	・　・ ・　・					
	・　・ ・　・					
	・　・ ・　・					
	・　・ ・　・					
	・　・ ・　・					
	・　・ ・　・					
	・　・ ・　・					
当期分						
計				円		

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）